

飯山市地域防災計画修正(案)におけるご意見に対する回答及び対応

計画書 ページ	項目	ご意見・ご提言	意見等に対する回答及び対応
285P	警報等の種類 水防警報における関係建設事務所が発表する対象地域	対象地域の記載について 「知事が指定した河川（「県の指定河川）」という（夜間瀬川）」 を 「知事が指定した河川（「県の指定河川）」という（ <u>千曲川・夜間瀬川</u> ）」 に修正されたい。	修正します。
351P	(3) ア（イ）	避難準備情報において、土砂災害における発表基準の明記について検討されたい。	平成 26 年における国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び当市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、「 <u>大雨警報（土砂災害）発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、避難を要すると判断される地域</u> 」を加えます。

新	旧																																
(4)その他の情報 ア土砂災害警戒情報 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>土 砂 災 害 警 戒 情 報</td><td>2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td></tr></table> イ記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報</td><td>1 時間雨量 100mm</td></tr></table> ウ竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>竜 巻 注 意 情 報</td><td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。</td></tr></table> エ全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td></tr></table> <td> (4)その他の情報 ア土砂災害警戒情報 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>土 砂 災 害 警 戒 情 報</td><td>2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td></tr></table> イ記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報</td><td>1 時間雨量 100mm</td></tr></table> ウ竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>竜 巻 注 意 情 報</td><td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。</td></tr></table> エ全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td></tr></table> </td>	区 分	発 表 基 準	土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	区 分	発 表 基 準	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1 時間雨量 100mm	区 分	発 表 基 準	竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。	区 分	発 表 基 準	全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	(4)その他の情報 ア土砂災害警戒情報 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>土 砂 災 害 警 戒 情 報</td><td>2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td></tr></table> イ記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報</td><td>1 時間雨量 100mm</td></tr></table> ウ竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>竜 巻 注 意 情 報</td><td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。</td></tr></table> エ全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報</td><td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td></tr></table>	区 分	発 表 基 準	土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	区 分	発 表 基 準	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1 時間雨量 100mm	区 分	発 表 基 準	竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。	区 分	発 表 基 準	全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
区 分	発 表 基 準																																
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。																																
区 分	発 表 基 準																																
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1 時間雨量 100mm																																
区 分	発 表 基 準																																
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。																																
区 分	発 表 基 準																																
全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																																
区 分	発 表 基 準																																
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。																																
区 分	発 表 基 準																																
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1 時間雨量 100mm																																
区 分	発 表 基 準																																
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から 1 時間である。																																
区 分	発 表 基 準																																
全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																																

新	旧																																																																										
5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。 <table><tr><th>警報等の種類</th><th>発表機関</th><th>対象地域</th></tr><tr><td>気象注意報 気象警報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td><td>長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所</td><td rowspan="2">共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））</td></tr><tr><td>県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td><td>長野地方気象台 県建設部河川課</td></tr><tr><td rowspan="2">水防警報</td><td>国土交通省千曲川河川事務所</td><td>国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））</td></tr><tr><td>関係建設事務所</td><td>知事が指定した河川（「県の指定河川」という（千曲川・夜間瀬川））</td></tr><tr><td>火災気象通報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域あるいは一部</td></tr><tr><td>火災警報</td><td>市町村長</td><td>各市町村域</td></tr><tr><td>避難判断水位到達情報</td><td>国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所</td><td>国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>長野地方気象台 県建設部砂防課</td><td>共同 県全域</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報</td><td>気象庁、 気象庁、 長野地方気象台</td><td>全国、 関東甲信地方、 長野県</td></tr></table>	警報等の種類	発表機関	対象地域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域	千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））	県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課	水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（千曲川・夜間瀬川））	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	市町村長	各市町村域	避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 県全域	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域	竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域	全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県	5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。 <table><tr><th>警報等の種類</th><th>発表機関</th><th>対象地域</th></tr><tr><td>気象注意報 気象警報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td><td>長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所</td><td rowspan="2">共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））</td></tr><tr><td>県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td><td>長野地方気象台 県建設部河川課</td></tr><tr><td rowspan="2">水防警報</td><td>国土交通省千曲川河川事務所</td><td>国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））</td></tr><tr><td>関係建設事務所</td><td>知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））</td></tr><tr><td>火災気象通報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域あるいは一部</td></tr><tr><td>火災警報</td><td>市町村長</td><td>各市町村域</td></tr><tr><td>避難判断水位到達情報</td><td>国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所</td><td>国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報</td><td>長野地方気象台 県建設部砂防課</td><td>共同 県全域</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>竜巻注意情報</td><td>長野地方気象台</td><td>県全域</td></tr><tr><td>全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報</td><td>気象庁、 気象庁、 長野地方気象台</td><td>全国、 関東甲信地方、 長野県</td></tr></table>	警報等の種類	発表機関	対象地域	気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域	千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））	県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課	水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	市町村長	各市町村域	避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 県全域	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域	竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域	全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県
警報等の種類	発表機関	対象地域																																																																									
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域																																																																									
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））																																																																									
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課																																																																										
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））																																																																									
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（千曲川・夜間瀬川））																																																																									
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																									
火災警報	市町村長	各市町村域																																																																									
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）																																																																									
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 県全域																																																																									
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域																																																																									
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域																																																																									
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県																																																																									
警報等の種類	発表機関	対象地域																																																																									
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域																																																																									
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））																																																																									
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課																																																																										
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））																																																																									
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））																																																																									
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																									
火災警報	市町村長	各市町村域																																																																									
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）																																																																									
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 県全域																																																																									
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域																																																																									
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域																																																																									
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県																																																																									

新	旧																																																																
第12節 避難収容及び情報提供活動 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。 その際、要配慮者についても十分考慮する。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示 風水害からの人命、身体保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 (1) 実施機関 ア 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。 <table><tr><th>実施事項</th><th>機関等</th><th>根拠</th><th>対象災害</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>市長</td><td></td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難の勧告</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="5">避難の指示</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>水防法第29条</td><td>洪水</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td><td>洪水及び地すべり</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>自衛隊法第94条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難所の開設、収容</td><td>市長</td><td></td><td></td></tr></table> イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。 (2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味 ア 「避難準備情報」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難準備情報	市長		災害全般	避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	避難所の開設、収容	市長			第12節 避難収容及び情報提供活動 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。 その際、要配慮者についても十分考慮する。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示 風水害からの人命、身体保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。 避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。 (1) 実施機関 ア 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。 <table><tr><th>実施事項</th><th>機関等</th><th>根拠</th><th>対象災害</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>市長</td><td></td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難の勧告</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td rowspan="5">避難の指示</td><td>市長</td><td>災害対策基本法第60条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>水防法第29条</td><td>洪水</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td><td>洪水及び地すべり</td></tr><tr><td>警察官</td><td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>自衛隊法第94条</td><td>災害全般</td></tr><tr><td>避難所の開設、収容</td><td>市長</td><td></td><td></td></tr></table> イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。 (2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味 ア 「避難準備情報」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難準備情報	市長		災害全般	避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	避難所の開設、収容	市長		
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																														
避難準備情報	市長		災害全般																																																														
避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																														
避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																														
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																														
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり																																																														
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																														
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般																																																														
避難所の開設、収容	市長																																																																
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																														
避難準備情報	市長		災害全般																																																														
避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																														
避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																														
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																														
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり																																																														
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																														
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般																																																														
避難所の開設、収容	市長																																																																

新	旧
動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 イ 「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 ウ 「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 (3) 避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等 ア 市長の行う措置 (7) 避難勧告、避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。 なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。 <u>災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等） d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域 g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域 j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 k 避難路の断たれる危険のある地域 l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 (4) 避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみとめるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。 a <u>大雨警報（土砂災害）</u> 発表され、かつ、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>で大雨警報の<u>土壌雨量指数基準を超過し、避難を要すると判断される地域</u>	動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 イ 「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 ウ 「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 (3) 避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等 ア 市長の行う措置 (7) 避難勧告、避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。 なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。 a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所<u>で長野県砂防ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域</u>） d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域 g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域 i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域 j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 k 避難路の断たれる危険のある地域 l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 m 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 (4) 避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみとめるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。 a <u>長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域</u>

新	旧
b 国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 (ウ) 報告（災害対策基本法第60条等） 市 長 (報 告) (地方事務所長経由) 知 事 ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 イ 水防管理者の行う措置 (ア) 指示 水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 (イ) 通知（水防法第29条） 水防管理者（市長） (通 知) 飯山警察署長 ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置 (ア) 洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。 (イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 知事又はその命を受けた職員 (通 知) 飯山警察署長 エ 警察官の行う措置 (ア) 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 a 市民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 b 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。 e 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。	b 国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 (ウ) 報告（災害対策基本法第60条等） 市 長 (報 告) (地方事務所長経由) 知 事 ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 イ 水防管理者の行う措置 (ア) 指示 水防管理者は、洪水のはんらんにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 (イ) 通知（水防法第29条） 水防管理者（市長） (通 知) 飯山警察署長 ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置 (ア) 洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。 (イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 知事又はその命を受けた職員 (通 知) 飯山警察署長 エ 警察官の行う措置 (ア) 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 a 市民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 b 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。 e 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

新	旧
f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 h 警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 (イ) 報告、通知 a 上記(7) c による場合（災害対策基本法第61条） 警 察 官 (通 知) 市 長 (報 告) 知 事 (地方事務所長経由) b 上記(7) d による場合（警察官職務執行法第4条） 警 察 官 (順序を経て報告) 公安委員会 オ 自衛官の行う措置 (7) 避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいる場合に限る、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。 (イ) 報告（自衛隊法第94条） 自 衛 官 (報 告) 防衛大臣の指定する者 (通 知) 市 長 (報 告) 知 事 (地方事務所長経由) (4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期 ア 避難準備情報 <u>要配慮者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 イ 避難勧告、避難指示 前記(3)ア(イ) a ～ j に該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 (5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容	f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 h 警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 (イ) 報告、通知 a 上記(7) c による場合（災害対策基本法第61条） 警 察 官 (通 知) 市 長 (報 告) 知 事 (地方事務所長経由) b 上記(7) d による場合（警察官職務執行法第4条） 警 察 官 (順序を経て報告) 公安委員会 オ 自衛官の行う措置 (7) 避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいる場合に限る、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。 (イ) 報告（自衛隊法第94条） 自 衛 官 (報 告) 防衛大臣の指定する者 (通 知) 市 長 (報 告) 知 事 (地方事務所長経由) (4) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期 ア 避難準備情報 <u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 イ 避難勧告、避難指示 前記(3)ア(イ) a ～ j に該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 (5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容 避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の